

障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画策定事業委託業務 仕様書

1 委託業務名 障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画策定事業委託業務

2 委託期間 契約締結日から令和9年3月19日まで

3 業務の目的

知立市では、障がいの有無にかかわらず安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、本市における障がい者のための施策に関する基本的な計画である「障がい者計画『はっぴいぷらん』」と、障害福祉サービス、障害児通所支援及び相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び障害児通所給付並びに地域生活支援事業の円滑な実施に関する計画である「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」を一体的に策定している。

現行計画である「第4期知立市障がい者計画『はっぴいぷらん』」及び「知立市第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画」が令和8年度で計画期間が満了するため、障がい者計画は6か年、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は3か年を計画期間とする次期計画を策定する。

4 委託業務の内容

(1) 現状の把握と課題の整理

障害者等を取り巻く社会の動向及び基本指針その他関係法令等を踏まえ、国及び県の関連計画並びに知立市総合計画、知立市地域福祉計画の上位計画等との整合性を図ること。

知立市の人口推移や西三河南部西圏域のサービス基盤整備の状況等を分析すること。

現行計画の評価方法を検討し、次期計画に反映させるための資料を作成すること。

(2) 調査

障害福祉サービス等の実績、地域の実情等を踏まえ、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）並びに事業所についてそれぞれ調査票を設計するとともに、調査票、封筒等の印刷、封入等を行うこと。なお、外国語による調査票は作成しない。

市が抽出した2,000人程度の障害者、500人程度の障害児、1,300か所の事業所に係る調査票を配布する。障害者については、調査票に直接回答を記入し、同封の返信用封筒で郵送する方法又は調査票に貼付した二次元コードを読み取りオンラインで回答する方法で回収することとし、障害児及び事業所については、調査票に貼付した二次元コードを読み取りオンラインで回答する方法で回収する。回収した回答について、入力作業、単純集計及びクロス集計並びにニーズの分析を行うこと。

図表、分析結果等を掲載した調査結果報告書を作成し、電子データで納品すること。

(3) 関係団体ヒアリング

ヒアリングシートを作成し、ヒアリングの内容を取りまとめて分析を行うこと。

(4) 施策体系、施策内容、見込量、成果目標等の検討及び設定

現行計画の施策内容並びに成果目標及び活動指標の達成度を評価するとともに、市の障がい福祉施策を検討するとともに、障害福祉サービス等の量の見込みを推計し、成果目標及び

活動指標等を設定すること。

別途、人にやさしい街づくり推進協議会、障害者地域自立支援協議会、本計画に定める専門部会、庁議調整部会、関係団体ヒアリング等からの意見を反映すること。

(5) 計画案の編集、校正等

ページ構成、レイアウト、図表、グラフ等を調整し、編集、校正等の作業を行うこと。

(6) パブリックコメントによる計画案の補修正

パブリックコメントで意見のあった事項について必要に応じて計画案を補修正すること。

(7) 打合せ、連絡調整等

本業務を適正かつ円滑に実施するため、市と密接な連絡を取るとともに、人にやさしい街づくり推進協議会に計画書案を諮問するまでの間、月に1回以上担当者と打合せを行うこと。

5 成果品

次に掲げる成果物を電子データで納品するものとし、納品日、ページ数等の詳細は、市と受託者との協議で決定する。なお、電子データは、Microsoft Office Word 又は Excel で納品することとし、計画書の下部に音声コードを付けること。

(1) 計画書（A4版、フルカラー、電子データ）

(2) 概要版（A4版、フルカラー、電子データ）

(3) 計画書及び調査の過程で得られた統計資料等（電子データ）

6 スケジュール（予定）

時 期	計 画 策 定 業 務
令和7年 6月～ 7月	調査票の検討、作成
令和7年 8月	第1回障害者地域自立支援協議会（調査票案の提示）
令和7年 9月	第1回人にやさしい街づくり推進協議会（調査票案の提示）
令和7年10月～12月	調査票の配布、回収、集計
	関係団体ヒアリング
令和8年 1月	調査結果報告書の作成
令和8年 2月	第2回障害者地域自立支援協議会（施策体系の検討）
	第2回人にやさしい街づくり推進協議会（施策体系の検討）
令和8年 3月	計画素案の作成（見込量、成果目標等の検討）
	庁内ヒアリング
令和8年 4月	第3回障害者地域自立支援協議会（計画素案の検討）
令和8年 5月	第3回人にやさしい街づくり推進協議会（計画素案の検討）
令和8年 6月	計画書の編集、校正
令和8年 7月	第4回人にやさしい街づくり推進協議会（計画書案の提示）
令和8年 8月	庁議
令和8年 9月～10月	パブリックコメント
令和8年11月	第4回人にやさしい街づくり推進協議会（計画書案の諮問）

令和 8 年 1 2 月	令和 8 年 1 2 月定例会に計画書案を提出
令和 9 年 2 月	第 4 回障害者地域自立支援協議会（見込量等の調整）
令和 9 年 3 月	最終調整、納品

※計画策定の経過によっては、本計画の審議が令和 9 年 3 月定例会になることもある。

7 データの管理

- （１）本業務に関連するデータ、資料等の受渡しは、一般貨物と区別して扱う、受取人を個人指定することが可能である等十分にセキュリティの確保された運搬方法とし、当該受渡しにかかる費用については、すべて受託者の負担とする。
- （２）本業務に関連するデータ、資料等の貸与に当たっては、受託者は市に借用書を提出するとともに、業務終了後に速やかに返却するものとする。なお、受託者は貸与されたデータ、資料等を当該業務以外に使用してはならない。

8 留意事項

- （１）受託者は、業務の遂行に当たって、責任者及び担当者を配置し、市からの指示に速やかに対応できるようにすること。
- （２）本業務に関連する著作権（データ、版權等）は、市に帰属するものとする。
- （３）計画書の策定後、履行期間内に補修正の必要が生じた場合は、受託者が速やかに補修正をすること。
- （４）受託者は、本業務を行うに当たって知り得た情報を漏らしてはならない。
- （５）この仕様書に定めるもののほか、必要な事項が生じた場合は、適宜協議して決定する。

9 問合せ・提出先

担 当 部 署 知立市 福祉子ども部 福祉課 障がい福祉係
 所 在 地 〒472-8666 知立市広見三丁目 1 番地（1 階・5 番窓口）
 電 話 0566-95-0118（直通）
 メールアドレス fukusi@city.chiryu.lg.jp